

資料1
第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
平成26年8月8日 こども政策課作成

教育・保育提供区域 の設定について(案)

※ 平成25年度第4回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(平成26年1月22日開催) 資料 一部再掲

平成26年8月

こども政策課

I 教育・保育区域の設定

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。（子ども・子育て支援法第61条、基本指針（案）第三の二の1関係）

例) 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業で共通の区域設定が基本となります。

※教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用の実態に応じて、子どもの認定区分ごと、支援事業ごとに設定することができます。

※教育・保育提供区域は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

II 量の見込み

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに各年度の教育・保育の量の見込みをとりまとめます。

III 確保の方策

教育・保育提供区域ごと及び子どもの認定区分ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

1 教育・保育提供区域とは②

■教育・保育施設、地域型保育事業（イメージ）

I	<教育・保育提供区域> ○○○○区域 ※ 各提供区域ごとに作成します。		n年目（1～5年）				
			1号認定 3-5歳 (教育のみ)	2号認定 3-5歳 (保育の必要性あり)		3号認定 0-2歳 (保育の必要性あり)	保育利用率 0-2歳 利用定員 ----- 0-2歳 全体数
				幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外		
II	①量の見込み	必要利用定員総数	400	100	700	300	30%
III	②確保の内容	教育・保育施設	500	700		240	—
		地域型保育事業	—	—		30	
	②-①	過不足	100	▲100		▲30	

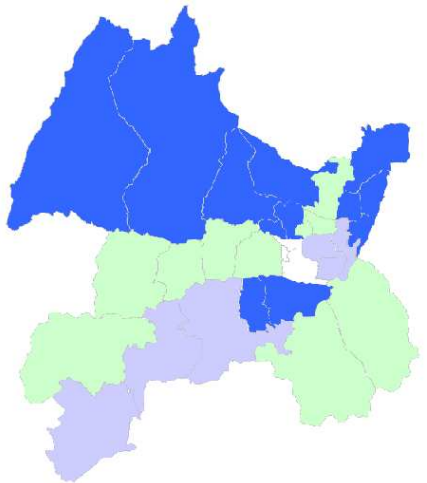

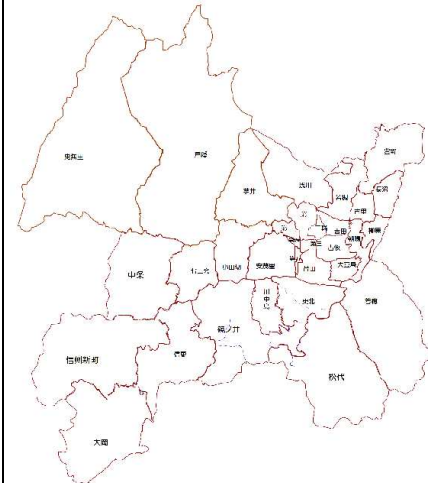
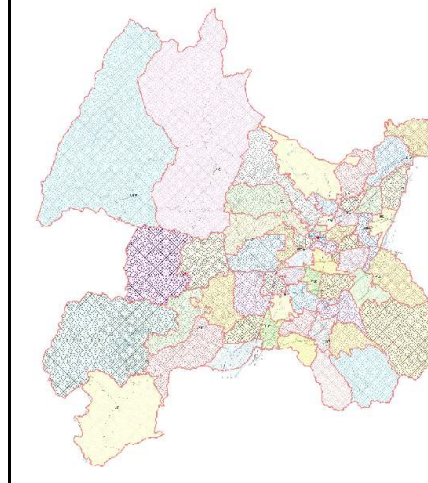
■地域子ども・子育て支援事業（イメージ）

△△事業 ※ 地域・子ども子育て支援事業ごとに作成します。

I	<教育・保育提供区域> ◇◇◇◇区域		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			II	①量の見込み	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
III	②確保の内容	600人 (16か所)	700人 (18か所)	750人 (19か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)	
	②-①(過不足)	▲200人 (▲4か所)	▲100人 (▲2か所)	▲50人 (▲1か所)	0	0	

2 参考とする各種既存区域

○教育・保育提供区域の基礎的な区域（基礎単位）の設定に当たり、既存の4区域を参考とします。

区域名	保健福祉ブロック	中学校区	行政区	小学校区
概要	保健センター・介護保険施設等の設置計画区域	中学校(市立24校)の通学区域	地域的な共同活動の区域で、統計単位となっている場合が多い区域	小学校(市立55校)の通学区域
区域数	9区域	24区域	32区域	55区域
区域図 (イメージ)				

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

教育・保育施設が居宅より容易に移動することが可能である区域にあるか等の保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。



できるだけ細かな区域設定が望ましい

視点② 提供体制が確保しやすい範囲であるか

教育・保育施設等の整備の状況や活用等を踏まえ、教育・保育の提供体制を確保しやすい範囲であることも重要です。











できるだけ広範囲な区域設定が望ましい

留意点

教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

4 視点①②を踏まえた区域別評価（案）

区域名	視点① (保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか)	視点② (提供体制が確保しやすい範囲であるか)
保健福祉ブロック	 <p>保護者が容易に送迎できない場合がある</p>	 <p>提供体制が確保しやすい</p>
中学校区	 <p>保護者が比較的負担感なく送迎できる</p>	 <p>比較的、提供体制が確保しやすい</p>
行政区	 <p>保護者が負担感なく送迎できる 他の各種事業や支援とのつながりが大きい</p>	 <p>比較的、提供体制が確保しやすい</p>
小学校区	 <p>児童が歩いて通える 放課後子どもプランの実施単位である</p>	 <p>比較的、提供体制が確保しにくい</p>



- 区域別評価から「行政区」を教育・保育提供区域を設定するための基礎単位とします。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定する必要があります。



○行政区を基礎単位とした複数地区の組み合わせによる区域設定をします。

区域設定に当たっては、次の項目を踏まえ、隣接する複数地区を組み合わせます。

- ① **利用者の「地区内利用率」**
→地区内利用率が相対的に低い区域は組み合わせの対象とします。（参考1）
- ② **利用者の「負担感」**
→負担感が相対的に大きい区域は分けるとともに、容易に通える区域は組み合わせの対象とします。（参考1）
- ③ **各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等の「偏り」**
→各地区の定員等の偏りの平準化を図ります。（参考2、3）

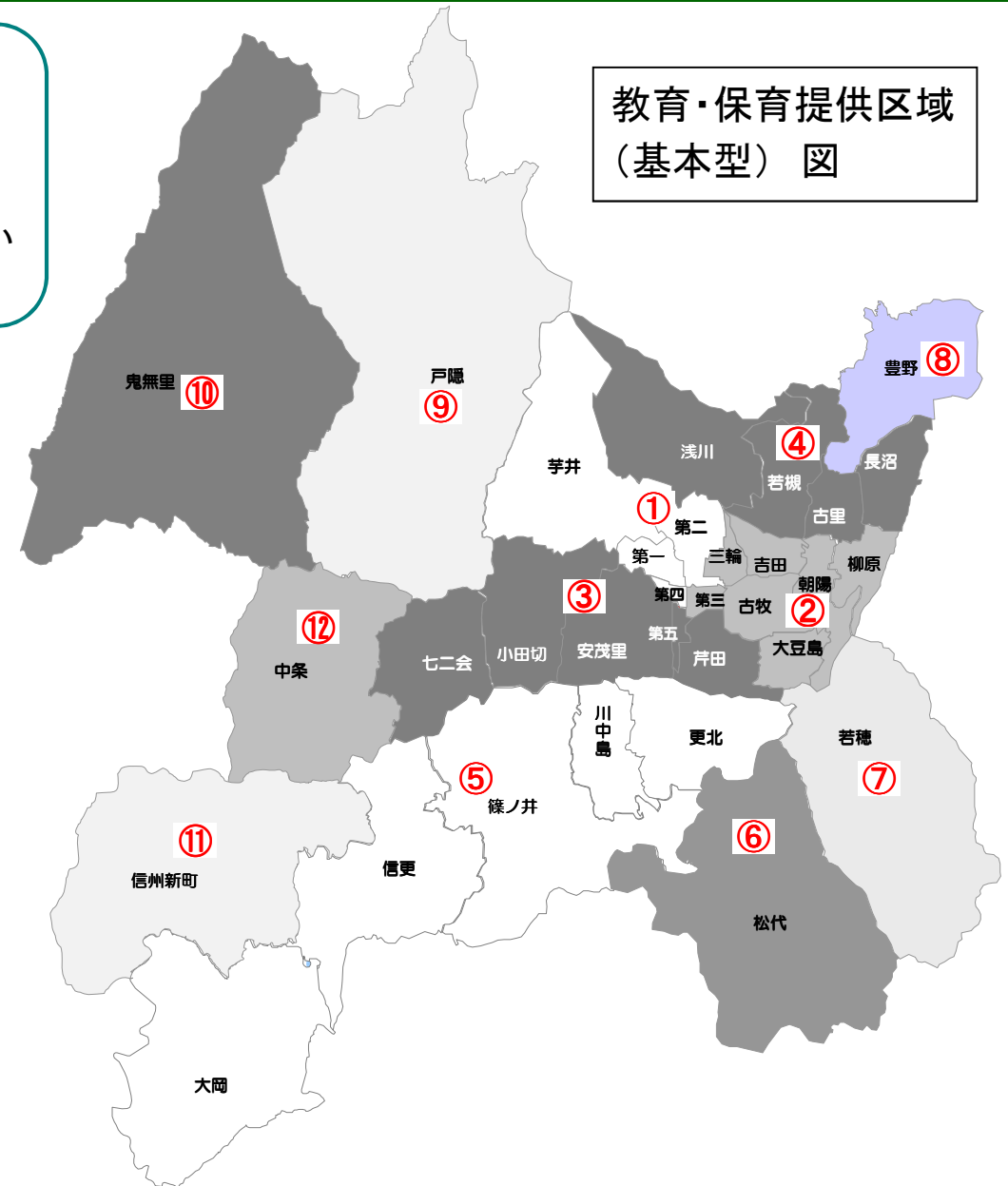
6 教育・保育提供区域（基本型）の設定（案）

○区域設定の考え方を踏まえ、以下のとおり、**教育・保育提供区域（基本型）**を設定します。

なお、1号認定や地域子ども・子育て支援事業ごとの設定については、教育・保育提供区域（応用型）として別途設定します。

教育・保育提供区域（基本型）図

教育・保育提供区域(基本型)			
①	第一、第二、第四、芋井		
②	第三、三輪、古牧、吉田、柳原、大豆島、朝陽		
③	第五、芹田、安茂里、小田切、七二会		
④	古里、浅川、若槻、長沼		
⑤	篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡		
⑥	松代	⑦	若穂
⑧	豊野	⑨	戸隠
⑩	鬼無里	⑪	信州新町
⑫	中条		



7 教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）の設定について

○1号認定（3歳以上教育のみ）子どもの場合、幼稚園等の施設の設置状況が均一でない状況や建学精神・教育理念への賛同といった、必ずしも移動の容易性によらない利用希望が想定されます。



○基本型とは異なる区域設定が必要となります。

教育・保育提供区域（基本型）をベースに、整備状況等（参考4参照）を踏まえた提供区域の組み合わせによる教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）を設定します。

留意点

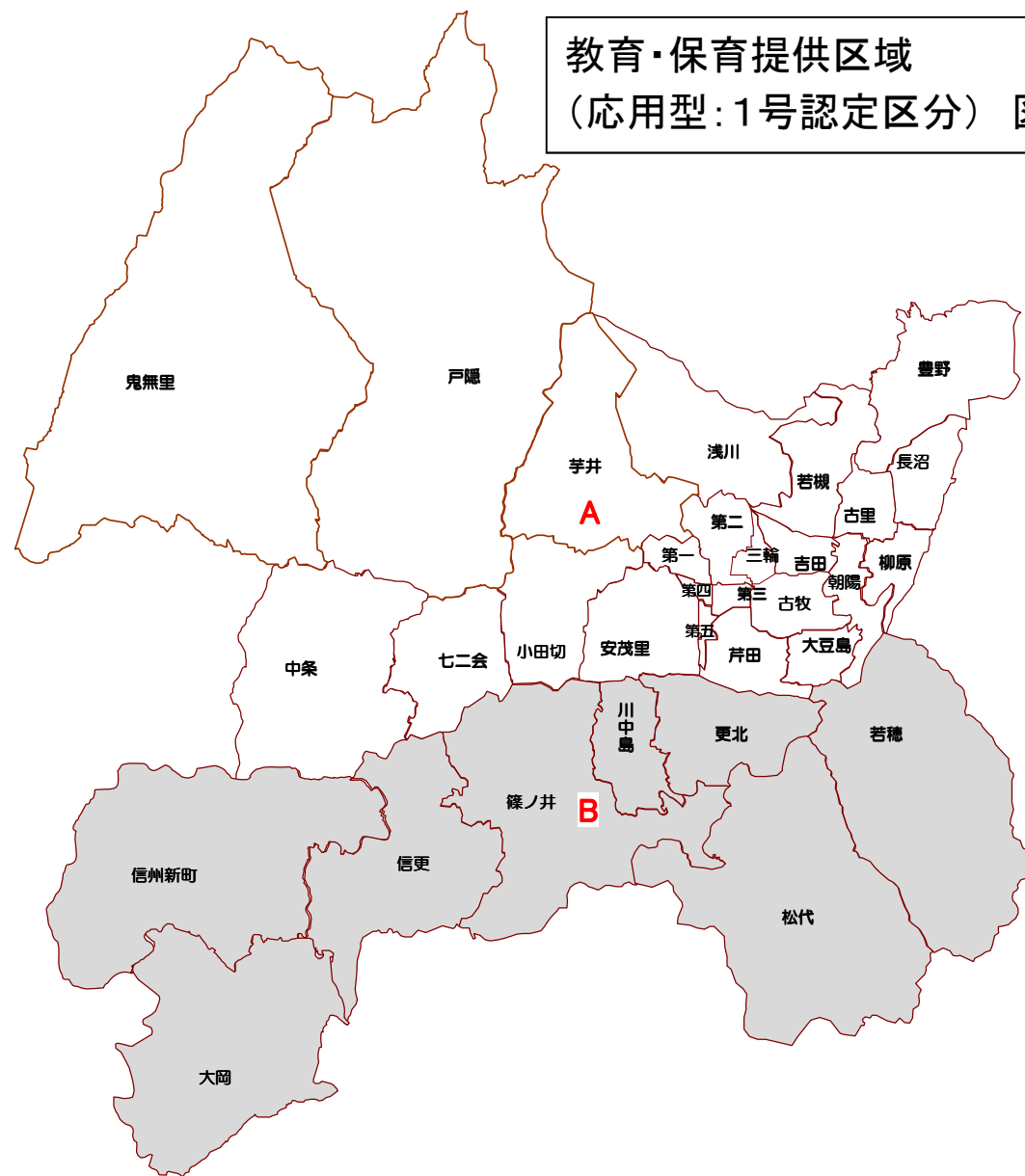
1号認定の場合でも、緊急その他やむを得ない理由等により、保育所等を利用することができる場合があります。

8 教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）の設定（案）

○1号認定については、供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側（犀北）と南側（犀南）とに分けて区域設定をし、**教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）**とします。

教育・保育提供区域
（応用型：1号認定区分） 図

教育・保育提供区域(応用型:1号認定区分)	
A	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、三輪、古牧、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条
B	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町



9 教育・保育提供区域（応用型：地域子ども・子育て支援事業）の設定について

○地域子ども・子育て支援事業（参考5参照）は、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味した事業区分ごとの提供区域の設定が必要となる場合があります。



○基本型とは異なる区域設定が必要となります。

各事業の性格から市内全域または教育・保育提供区域（基本型）をベースに、ニーズ調査の結果等を踏まえた提供区域の組み合わせによる教育・保育提供区域（応用型：地域子ども・子育て支援事業）を設定します。

なお、放課後児童健全育成事業については、長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、例外として、小学校区による区域設定とします。

10 教育・保育提供区域（応用型：地域子ども・子育て支援事業）の設定（案）

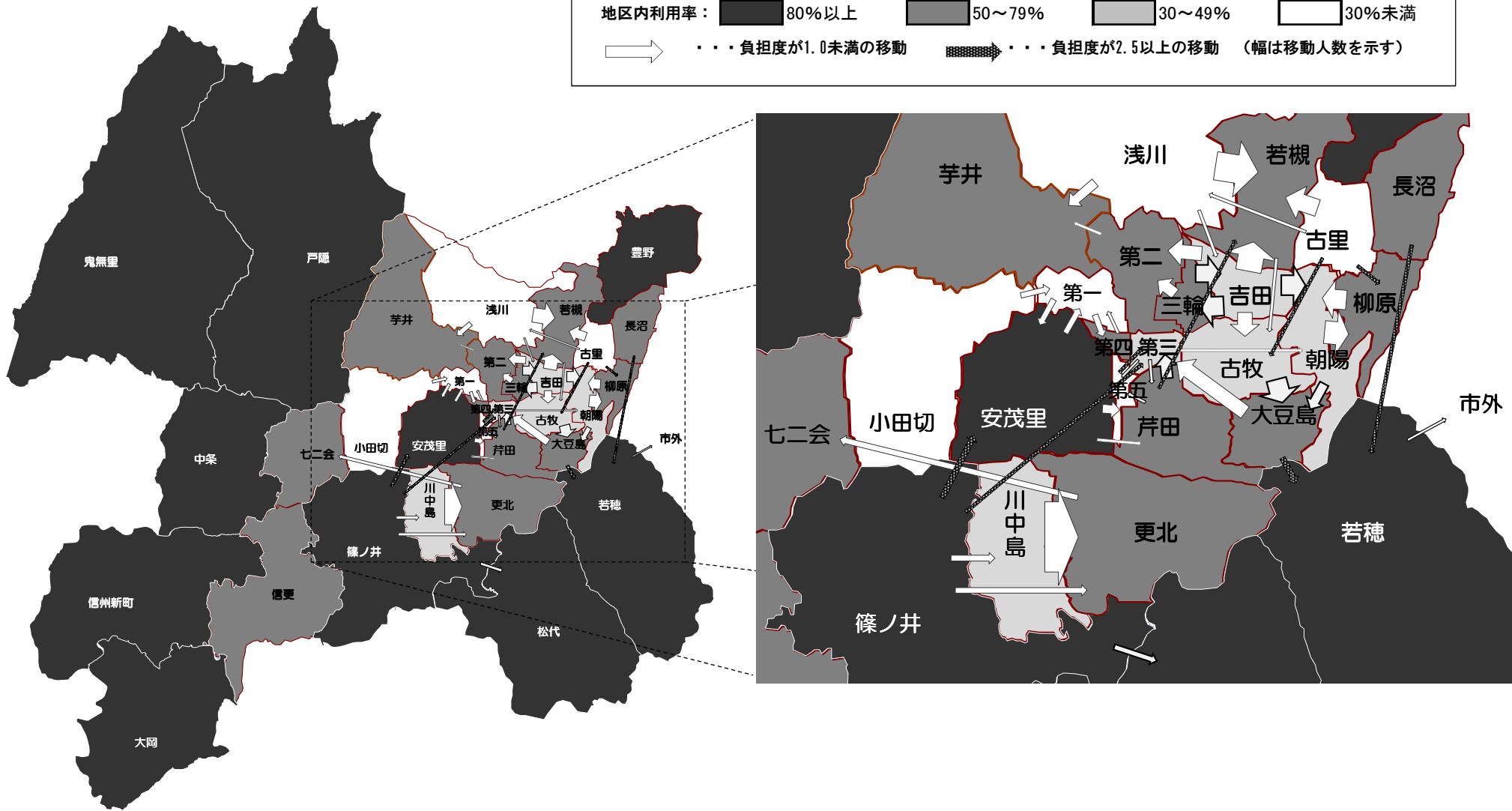
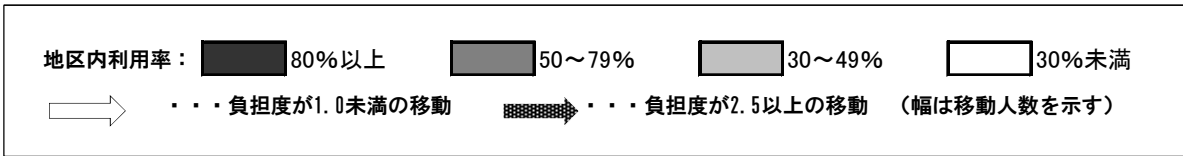
事業区分	教育・保育提供区域 設定（案）	考え方
利用者支援に関する事業	市内全域	すべての子育て支援サービスの利用調整、情報集約等を行うことから、市内全域とします。
時間外保育事業	基本型	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、例外として小学校区とします。
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
養育支援訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
病児・病後児保育事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業	市内全域	活動に関する連絡・調整組織（ファミリー・サポート・センター）が市全域を対象としていることから、市内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。

11 教育・保育提供区域設定（案） まとめ

認定区分、地域子ども・子育て支援事業	教育・保育提供区域設定（案）				
	基本型	応用型			
		1号認定	地域子ども・子育て支援事業		
			市内全域	小学校区	その他（※1）
1号認定子ども		○			
2号認定子ども	○				
3号認定子ども	○				
利用者支援に関する事業			○※2		
時間外保育事業	○				
放課後児童健全育成事業				○	
子育て短期支援事業			○		
乳児家庭全戸訪問事業			○		
養育支援訪問事業			○		
地域子育て支援拠点事業			○※2		
一時預かり事業	○				
病児・病後児保育事業			○		
子育て援助活動支援事業			○※2		
妊婦に対して健康診査を実施する事業			○		

※1 必要に応じた組み合わせ ※2 今回設定区分

■ 通園地区と負担度の関連図



(参考2) 各地区(基礎単位)の子どもの数と教育・保育施設の整備状況の「偏りの状況」

各行政区内の教育・保育施設の定員数と子どもの数(0-6歳：平成25年11月1日現在 出典：企画課「長野市地区別・年齢別人口」との「偏りの状況」について、子どもの数に対する定員数の過不足の割合(施設等定員数-子どもの数)÷子どもの数※¹として数値化すると、以下のとおりです。

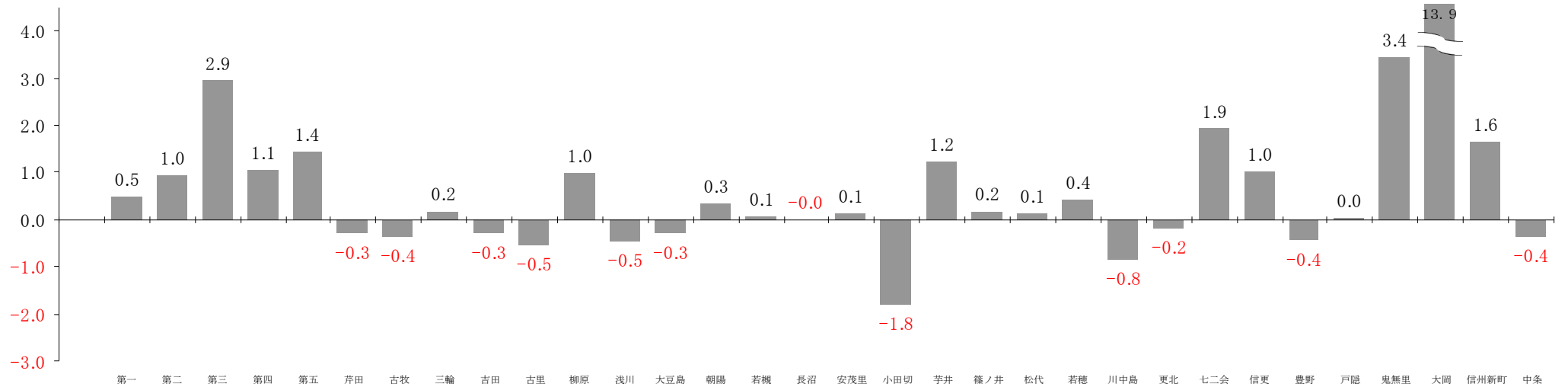
※¹施設等の定員と子どもの数が一致している場合に「0」を、プラスが大きいほど施設等の定員超過、マイナスが大きいほど施設等の定員不足を表しています。

行政区	市全体	第一	第二	第三	第四	第五	芹田	古牧	三輪	吉田	古里	柳原	浅川	大豆島	朝陽	若槻	長沼	安茂里	小田切	芋井	篠ノ井	松代	若穂	川中島	更北	七二会	信更	豊野	戸隠	鬼無里	大岡	信州新町	中条
保育所	8,430	80	215	445	105	255	180	355	380	100	110	280	170	350	320	430	70	450	0	30	1,295	425	335	665	655	60	45	285	70	60	45	130	35
幼稚園	5,950	120	420	0	0	0	600	610	220	440	240	240	0	155	440	340	0	440	0	60	570	105	200	0	750	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外	402	0	0	30	0	0	160	60	39	0	27	0	0	15	20	30	0	0	0	0	5	6	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
定員合計 ①	14,782	200	635	475	105	255	940	1,025	639	540	377	520	170	520	780	800	70	890	0	90	1,870	536	535	665	1,415	60	45	285	70	60	45	130	35
0-6歳児数 ②	23,015	244	645	280	103	221	1,735	1,998	911	999	825	521	360	971	1,024	1,203	109	1,283	15	83	2,645	780	674	1,938	2,459	45	45	577	108	32	8	106	68
①-②	-8,233	-44	-10	195	2	34	-795	-973	-272	-459	-448	-1	-190	-451	-244	-403	-39	-393	-15	7	-775	-244	-139	-1,273	-1,044	15	0	-292	-38	28	37	24	-33
※ ¹ ①-②/②	-35.8%	-18.0%	-1.6%	69.6%	1.9%	15.4%	-45.8%	-48.7%	-29.9%	-45.9%	-54.3%	-0.2%	-52.8%	-46.4%	-23.8%	-33.5%	-35.8%	-30.6%	-100.0%	8.4%	-29.3%	-31.3%	-20.6%	-65.7%	-42.5%	33.3%	0.0%	-50.6%	-35.2%	87.5%	462.5%	22.6%	-48.5%

各行政区の偏りの状況をより鮮明にするため、各行政区の子どもの数に対する定員数の過不足の割合を市全体の割合(*③)で除して指数化※²すると、以下のとおり-1.8~+13.9の範囲に分散しています。

※²次の表内の指数は、プラスが大きいほど市全体に比べ、その区域の施設等の定員超過傾向が高く、マイナスが大きいほど施設等の定員不足傾向が高いことを表しています。

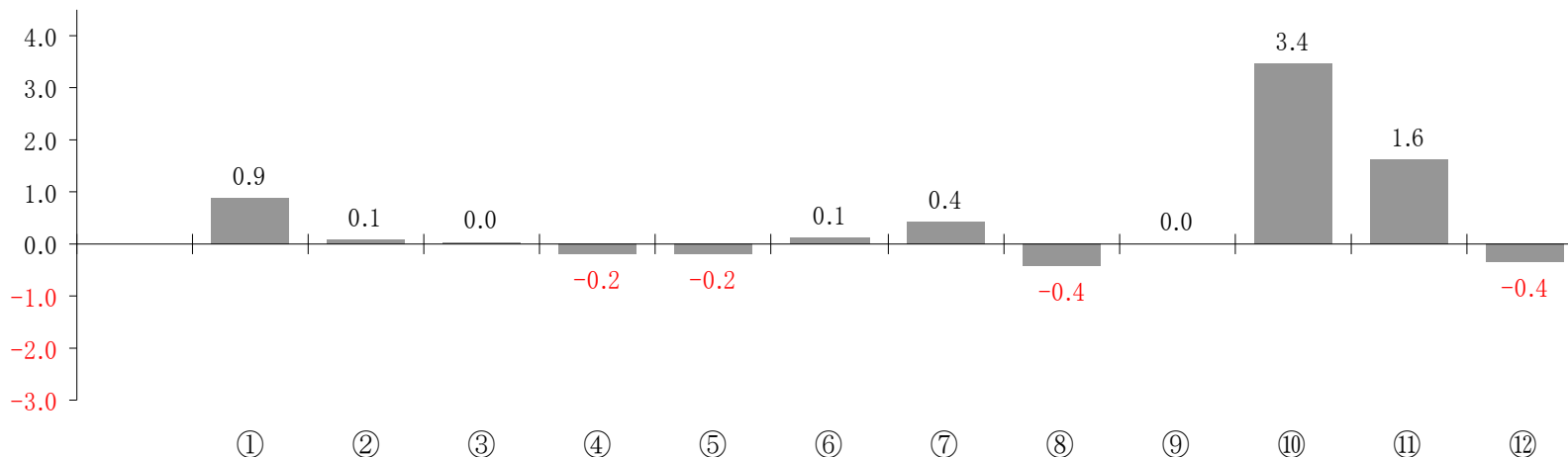
※ ² 1-(①-②)/②(*③)	第一	第二	第三	第四	第五	芹田	古牧	三輪	吉田	古里	柳原	浅川	大豆島	朝陽	若槻	長沼	安茂里	小田切	芋井	篠ノ井	松代	若穂	川中島	更北	七二会	信更	豊野	戸隠	鬼無里	大岡	信州新町	中条
	0.5	1.0	2.9	1.1	1.4	-0.3	-0.4	0.2	-0.3	-0.5	1.0	-0.5	-0.3	0.3	0.1	-0.0	0.1	-1.8	1.2	0.2	0.1	0.4	-0.8	-0.2	1.9	1.0	-0.4	0.0	3.4	13.9	1.6	-0.4



教育・保育提供区域（基本型）に基づいて、①～⑫の提供区域（案）（7ページ）ごとの教育・保育施設の定員数と子どもの数との偏りの状況を指数化して整理すると、以下のとおり-0.4～+3.4の範囲に収れんし、平準化が図られています。

■ 教育・保育提供区域（基本型）における「偏りの状況」

提供区域	市全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
保育所	8,430	430	2,230	945	780	2,705	425	335	285	70	60	130	35
幼稚園	5,950	600	2,105	1,040	580	1,320	105	200	0	0	0	0	0
認可外	402	0	164	160	57	15	6	0	0	0	0	0	0
定員合計 ①	14,782	1,030	4,499	2,145	1,417	4,040	536	535	285	70	60	130	35
0-6歳児数 ②	23,015	1,075	6,704	3,299	2,497	7,095	780	674	577	108	32	106	68
①-②	-8,233	-45	-2,205	-1,154	-1,080	-3,055	-244	-139	-292	-38	28	24	-33
※ ²		0.9	0.1	0.0	-0.2	-0.2	0.1	0.4	-0.4	0.0	3.4	1.6	-0.4

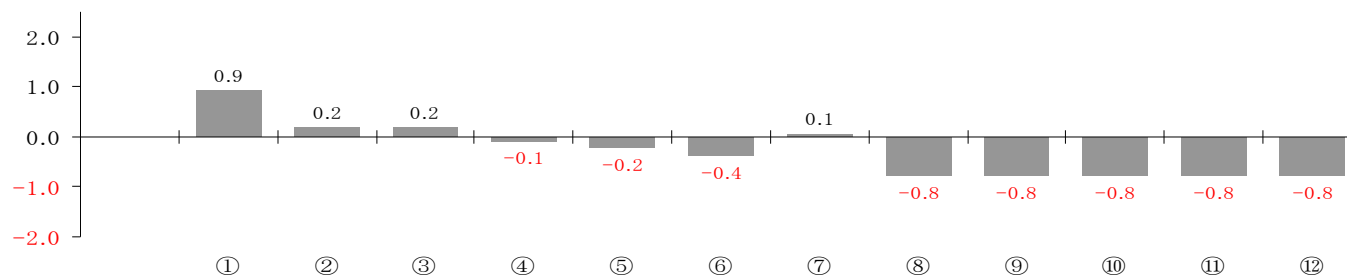


(参考4) 幼稚園の定員に係る教育・保育提供区域(応用型：1号認定区分)における「偏りの状況」

■ 幼稚園における教育・保育提供区域(基本型)の偏りの状況(参考)

教育・保育提供区域(基本型)に基づいて、①～⑫の提供区域(案)(7ページ)ごとの幼稚園定員数と3-6歳児(3-6歳：平成25年11月1日現在 出典：企画課「長野市地区別・年齢別人口」)数との偏りの状況を指数化して整理すると、以下のとおり-0.8～+0.9の範囲となります。

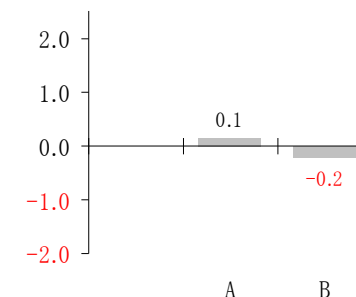
提供区域	市全体	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
幼稚園定員 ①	5,950	600	2,105	1,040	580	1,320	105	200	0	0	0	0	0
3-6歳児数 ②	13,515	627	3,878	1,915	1,485	4,159	469	425	349	72	19	71	46
①-②	-7,565	-27	-1,773	-875	-905	-2,839	-364	-225	-349	-72	-19	-71	-46
※ ²		0.9	0.2	0.2	-0.1	-0.2	-0.4	0.1	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8



■ 教育・保育提供区域(応用型：1号認定区分)の偏りの状況

教育・保育提供区域(応用型：1号認定区分)(9ページ)に基づいて、指数化して整理すると、-0.2～+0.1の範囲に収れんし、平準化が図られています。

提供区域	市全体	A	B
幼稚園定員 ①	5,950	4,325	1,625
3-6歳児数 ②	13,515	8,391	5,124
①-②	-7,565	-4,066	-3,499
※ ²		0.1	-0.2



地域子ども・子育て支援事業の概要について以下に記載します。

なお、網掛けがされている事業（①、②及び⑤～⑬）は、教育・保育提供区域（応用型：地域子ども・子育て支援事業）の設定対象事業となります。

①利用者支援事業

子ども及びその保護者が、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを総合的に行う事業

②時間外保育事業

支給認定子ども（1号認定子どもを除く。）が、やむを得ず時間外保育（利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に受ける保育）を利用した場合の、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

③実費徴収に係る補足給付を行なう事業

世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定める基準に該当するもの支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用等として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン)

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業

⑦乳児家庭全戸訪問事業

市町村の区域内における(原則として)すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

⑧養育支援訪問事業

要支援児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業(子ども広場)

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働等により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所等において、保育を行う事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡・調整等の必要な支援を行う事業
〈援助内容〉・児童を一時的に預かり、必要な保護を行うこと。 ・児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨を行なう事業